

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
に当たるときは、
翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)
- ◇人委規則 鳥取県人事委員会議事規則の一部を改正する規則
人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則
人事主任者会議に関する規則を廃止する規則

公布された規則のあらまし

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

一 手数料の金額を次のとおり引き上げることとした。

区 分	金 額	
	現 行	改正後
1 教育職員の普通免許状の授与手数料	二千六百元	二千八百元

2 教育職員の特別免許状の授与手数料	二千六百元	二千八百元
3 教育職員の臨時免許状の授与手数料	千三百円	千四百円
4 教育職員の免許状の書換え又は再交付手数料	六百五十円	七百元
5 教育職員検定手数料	千三百円	千四百円
6 土地掘削許可申請手数料	八万七千円	九万八千円
7 ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料	八万千円	九万二千円
8 温泉利用許可申請手数料	二万六千円	二万九千円
9 受胎調節実地指導員指定証交付手数料	二千九百円	三千四百円
10 受胎調節実地指導員標識交付手数料	二千二百円	二千五百円
11 受胎調節実地指導員指定証訂正手数料	千五百円	二千円
12 受胎調節実地指導員指定証再交付手数料	千五百円	二千二百円
13 受胎調節実地指導員標識再交付手数料	千八百円	二千二百円
14 栄養士免許手数料	四千円	四千七百円
15 栄養士免許証訂正手数料	千八百円	二千五百円
16 栄養士免許証再付手数料	二千三百円	二千九百円
17 調理師免許手数料	四千円	四千七百円
18 調理師免許証書換え交付手数料	千八百円	二千五百円
19 調理師免許証再交付手数料	二千三百円	二千九百円
20 旅館業許可申請手数料	一万六千円	一万九千円
21 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	五千三百円	六千二百円

22	浴場業許可申請手数料	一万六千円	一万九千円
23	理容師又は美容師の免許手数料	四千円	四千七百円
24	理容所又は美容所の検査手数料	一万二千元	一万四千元
25	理容師試験又は美容師試験の学科試験又は実地試験の合格証明書の交付手数料	千八百円	二千二百円
26	理容師試験又は美容師試験の合格証明書の交付手数料	千八百円	二千二百円
27	理容師免許証又は美容師免許証の書換え交付手数料	千八百円	二千五百円
28	理容師免許証又は美容師免許証の再交付手数料	二千三百円	二千九百円
29	クリーニング師免許手数料	四千円	四千七百円
30	クリーニング師免許証訂正手数料	千八百円	二千五百円
31	クリーニング師免許証再交付手数料	二千三百円	二千九百円
32	クリーニング所検査手数料	一万二千元	一万四千元
33	飲食店営業許可申請手数料	一万三千元	一万五千元
34	喫茶店営業許可申請手数料	七千四百円	九千円
35	菓子製造業許可申請手数料	一万千円	一万三千元
36	あん類製造業許可申請手数料	一万千円	一万三千元
37	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	一万千円	一万三千元
38	乳処理業許可申請手数料	一万八千円	二万千円
39	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	一万八千円	二万千円
40	乳製品製造業許可申請手数料	一万八千円	二万千円
41	集乳業許可申請手数料	七千四百円	九千円
42	乳類販売業許可申請手数料	七千四百円	九千円

43	食肉処理業許可申請手数料	一万八千円	二万千円
44	食肉販売業許可申請手数料	七千四百円	九千円
45	食肉製品製造業許可申請手数料	一万八千円	二万千円
46	魚介類販売業許可申請手数料	七千四百円	九千円
47	魚介類競り売り営業許可申請手数料	一万八千円	二万千円
48	魚肉練り製品製造業許可申請手数料	一万三千元	一万五千元
49	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	一万八千円	二万千円
50	食品の放射線照射業許可申請手数料	一万八千円	二万千円
51	清涼飲料水製造業許可申請手数料	一万八千円	二万千円
52	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	一万千円	一万三千元
53	氷雪製造業許可申請手数料	一万八千円	二万千円
54	氷雪販売業許可申請手数料	一万千円	一万三千元
55	食用油脂製造業許可申請手数料	一万八千円	二万千円
56	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	一万八千円	二万千円
57	みそ製造業許可申請手数料	一万三千元	一万五千元
58	しょうゆ製造業許可申請手数料	一万三千元	一万五千元
59	ソース類製造業許可申請手数料	一万三千元	一万五千元
60	酒類製造業許可申請手数料	一万三千元	一万五千元
61	豆腐製造業許可申請手数料	一万千円	一万三千元
62	納豆製造業許可申請手数料	一万千円	一万三千元
63	めん類製造業許可申請手数料	一万千円	一万三千元
64	そうざい製造業許可申請手数料	一万八千円	二万千円

65	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	一万八千円	二万二千円
66	添加物製造業許可申請手数料	一万八千円	二万二千円
67	製菓衛生師免許手数料	四千円	四千七百円
68	製菓衛生師試験手数料	六千五百円	七千七百円
69	製菓衛生師免許証書換え交付手数料	千八百円	二千四百円
70	製菓衛生師免許証再交付手数料	二千三百円	三千円
71	あん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師の試験手数料	一万千円	一万四千円
72	あん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師の免許手数料	四千円	四千七百円
73	あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証若しくはきゆう師免許証又は柔道整復師免許証の書換え交付手数料	二千四百円	三千百円
74	あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証若しくはきゆう師免許証又は柔道整復師免許証の再交付手数料	二千八百円	三千五百円
75	死体保存許可手数料	二千五百円	二千九百円
76	診療エックス線技師免許証再交付手数料	二千八百円	三千五百円
77	診療エックス線技師免許証書換え交付手数料	二千四百円	三千百円
78	歯科技工士試験手数料	二万千円	二万八千円
79	歯科技工士試験合格証明書交付手数料	千九百円	二千四百円
80	准看護婦又は准看護師の免許手数料	四千円	四千七百円
81	准看護婦又は准看護師の試験手数料	四千六百円	五千五百円

82	准看護婦試験合格証明書又は准看護士試験合格証明書の交付手数料	千九百円	二千四百円
83	保健婦免許手数料	四千円	四千七百円
84	助産婦登録手数料	三千円	三千六百円
85	看護婦又は看護人の免許手数料	四千円	四千七百円
86	准看護婦免許証又は准看護士免許証の書換え交付手数料	二千四百円	二千九百円
87	准看護婦免許証又は准看護士免許証の再交付手数料	二千八百円	三千五百円
88	助産婦名簿謄本交付手数料	三百円	三千七百円
89	保健婦免許状書換え交付手数料	二千四百円	二千九百円
90	看護婦免許状又は看護人免許状の書換え交付手数料	二千四百円	二千九百円
91	保健婦免許状再交付手数料	二千八百円	三千五百円
92	看護婦免許状又は看護人免許状の再交付手数料	二千八百円	三千五百円
93	薬局開設許可申請手数料	二万千円	二万五千円
94	薬局開設許可更新申請手数料	八千百円	九千五百円
95	医薬品販売業許可申請手数料	二万千円	二万五千円
96	医薬品販売業許可更新申請手数料	八千百円	九千五百円
97	医薬品の販売先等変更許可申請手数料	五千百円	六千円
98	配置販売従事者身分証明書交付手数料	五千百円	六千円
99	配置販売従事者身分明書書換え交付手数料	千五百円	千七百円
100	配置販売従事者身分証明書再交付手数料	二千百円	二千四百円

115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	
鳥獸飼養許可証の交付手数料又は	狩猟者記章再交付手数料	狩猟者登録証再交付手数料	狩猟者登録手数料	狩猟免許更新手数料	狩猟免許状再交付手数料	その他の者に係るもの	鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第七条第三項各号に掲げる者に係るもの	家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投票証明書の交付手数料	保母試験手数料	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	医薬品、医薬部外品又は医療用具の製造業又は輸入販売業の許可証の再交付手数料	医薬品、医薬部外品又は医療用具の製造業又は輸入販売業の許可証の書換え交付手数料	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料
二千三百円	七百元	七百元	千四百円	二千円	七百元	三千七百円	二千七百元	五百六十円	二千四百円	千五百円	二千二百円	千五百円	二千四百円	千五百円	
二千六百元	八百円	八百円	千六百元	二千三百円	八百円	四千三百円	三千二百円	七千円	二千八百円	千七百元	二千四百円	千七百元	二千四百円	千七百元	

規 則

二 歯科衛生士免許手数料、歯科衛生士試験手数料、歯科衛生士試験合格証明書交付手数料、歯科衛生士免許証書換え交付手数料及び歯科衛生士免許証再交付手数料に関する規定を削除することとした。

三 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。ただし、一の109から115までは同年四月十六日から、二は公布の日から施行することとした。

123	122	121	120	119	118	117	116
技能検定合格証書再交付手数料	学科試験を行う場合 実技試験を行う場合	職業訓練指導員試験手数料	職業訓練指導員免許再交付手数料	職業訓練指導員免許手数料	浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料 用紙一枚につき	浄化槽工事業者更新登録申請手数料	浄化槽工事業者登録申請手数料
千二百円	二千三百円 一万二千五百円	千二百円	千二百円	千四百円	五百円	一万九千円	二万四千円
千三百円	二千六百元 一万三千八百円	千三百円	千五百円	三百六十円	五百八十円	二万二千元	二万八千元

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三号の四及び第三号の五中「二千六百円」を「二千八百円」に改め、同表第三号の六中「千三百円」を「千四百円」に改め、同表第三号の七中「書換」を「書換え」に、「六百五十円」を「七百円」に改め、同表第三号の八中「千三百円」を「千四百円」に改め、同表第四号中「八万七千円」を「九万八千円」に改め、同表第五号中「八万九千円」を「九万二千円」に改め、同表第六号中「二万六千円」を「二万九千円」に改め、同表第七号中「二千九百円」を「三千四百円」に改め、同表第八号中「二千二百円」を「二千五百円」に改め、同表第九号及び第十号中「千五百円」を「二千円」に改め、同表第十一号中「千八百円」を「二千円」に改め、同表第十六号中「四千円」を「四千七百円」に改め、同表第十七号中「千八百円」を「二千五百円」に改め、同表第十八号中「二千三百円」を「二千九百円」に改め、同表第十九号中「四千円」を「四千七百円」に改め、同表第二十三号中「千八百円」を「二千五百円」に改め、同表第二十四号中「二千三百円」を「二千九百円」に改め、同表第二十六号中「一万六千円」を「一万九千円」に改め、同表第二十六号の二中「五千三百円」を「六千

二百円」に改め、同表第二十七号中「一万六千円」を「一万九千円」に改め、同表第二十九号中「四千円」を「四千七百円」に改め、同表第三十号中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同表第三十一号及び第三十一号の二中「千八百円」を「二千二百円」に改め、同表第三十二号中「千八百円」を「二千五百円」に改め、同表第三十三号中「二千三百円」を「二千九百円」に改め、同表第三十四号中「四千円」を「四千七百円」に改め、同表第三十六号中「千八百円」を「二千五百円」に改め、同表第三十八号の二中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同表第四十一号中「一万三千円」を「一万五千円」に改め、同表第四十二号中「七千四百円」を「九千円」に改め、同表第四十三号から第四十五号までの規定中「一万千円」を「一万三千円」に改め、同表第四十六号から第四十八号までの規定中「一万八千円」を「二万千円」に改め、同表第四十九号及び第五十号中「七千四百円」を「九千円」に改め、同表第五十号の二中「一万八千円」を「二万千円」に改め、同表第五十一号中「七千四百円」を「九千円」に改め、同表第五十二号中「一万八千円」を「二万千円」に改め、同表第五十三号中「七千四百円」を「九千円」に改め、同表第五十四号中「一万八千円」を「二万千円」に改め、同表第五十五号中「一万三千円」を「一万五千円」に改め、同表第五十六号から第五十七号までの規定中「二万八千円」を「二万千円」に改め、同表第五十八号中「二万千円」を「二万三千円」に改め、同表第五十九号中「一万八千円」を「二万千円」に改め、同表第六十号中「一万五千円」を「一万三千円」に改め、同表第六十一号中「一万八千円」を「二万千円」に改め、同表第六十二号中「ショートニング」を「ショートニング」に、「一万八千円」を「二万千円」に改め、同表第六十三号から第六

十六号までの規定中「一万三千元」を「一万五千元」に改め、同表第六十七号から第六十九号までの規定中「一万千元」を「一万三千元」に改め、同表第七十号から第七十一号の二までの規定中「一万八千元」を「二万円」に改め、同表第七十一号の三中「四千元」を「四千七百元」に改め、同表第七十一号の四中「六千五百円」を「七千七百元」に改め、同表第七十一号の五中「千八百円」を「二千四百円」に改め、同表第七十一号の六中「二千三百円」を「三千円」に改め、同表第八十一号中「一千元」を「一万四千元」に改め、同表第八十二号中「四千元」を「四千七百元」に改め、同表第八十三号中「二千四百円」を「三千百円」に改め、同表第八十四号中「二千八百円」を「三千五百円」に改め、同表第九十一号中「二千五百円」を「二千九百円」に改め、同表第九十三号中「二千八百円」を「三千五百円」に改め、同表第九十四号中「二千四百円」を「三千百円」に改め、同表第九十六号から第百号までを次のように改める。

九十六から百まで 削除

別表第百三号中「二万円」を「二万八千元」に改め、同表第百四号中「千九百円」を「二千四百円」に改め、同表第百八号中「四千元」を「四千七百元」に改め、同表第百九号中「四千六百元」を「五千五百円」に改め、同表第百十号中「千九百円」を「二千四百円」に改め、同表第百十一号中「四千元」を「四千七百元」に改め、同表第百十二号中「三千円」を「三千六百元」に改め、同表第百十三号中「四千元」を「四千七百元」に改め、同表第百十五号中「二千四百円」を「二千九百円」に改め、同表第百十七号中「百十六号中「二千八百円」を「三千五百円」に改め、同表第百十七号中「三千百円」を「三千七百元」に改め、同表第百十八号及び第百十九号中「二千四百円」を「二千九百円」に改め、同表第百二十号及び第百二十一号

中「二千八百円」を「三千五百円」に改め、同表第百二十二号中「二万円」を「二万五千元」に改め、同表第百二十三号中「八千百円」を「九千五百円」に改め、同表第百二十四号中「二万円」を「二万五千元」に改め、同表第百二十五号中「八千百円」を「九千五百円」に改め、同表第百二十六号及び第百二十七号中「五千百円」を「六千元」に改め、同表第百二十八号中「千五百円」を「千七百元」に改め、同表第百二十九号中「二千百円」を「二千四百円」に改め、同表第百三十号中「千五百円」を「千七百元」に改め、同表第百三十一号中「薬局開設許可書」を「薬局開設許可証」に、「二千百円」を「二千四百円」に改め、同表第百三十二号中「千五百円」を「千七百元」に改め、同表第百三十三号中「二千百円」を「二千四百円」に改め、同表第百三十三号の二中「千五百円」を「千七百元」に改め、同表第百三十三号の三中「二千四百円」を「二千八百円」に改め、同表第百三十四号中「五千六百元」を「七千元」に改め、同表第百四十八号中「三百八十円」を「四百円」に改め、同表第百六十四号中「二千七百元」を「三千二百円」に、「三千七百元」を「四千三百円」に改め、同表第百六十五号中「七百元」を「八百円」に改め、同表第百六十五号の二中「二千円」を「二千三百円」に改め、同表第百六十五号の三中「千四百円」を「千六百元」に改め、同表第百六十五号の四及び第百六十五号の五中「七百元」を「八百円」に改め、同表第百六十六号中「二千三百円」を「二千六百元」に改め、同表第百八十七号の四中「二万四千元」を「二万八千元」に改め、同表第百八十七号の五中「一万九千元」を「二万二千元」に改め、同表第百八十七号の六中「五百円」を「五百八十円」に改め、同表第百八十七号の七中「三百円」を「三百六十円」に改め、同表第百二十四号中「千四百円」を「千五百円」に改め、同表第百二十五号中「千二百円」を

「千三百円」に改め、同表第二百六号中「二千三百円」を「二千六百円」に、「一万二千五百円」を「一万三千八百円」に改め、同表第二百七号中「千二百円」を「千三百円」に改める。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第九十六号から第百号までの改正規定は、公布の日から、同表第六十四号から第百六十六号までの改正規定は、同年四月十六日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

鳥取県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第一号

鳥取県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会議事規則（昭和二十六年八月鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「基き」を「基づき」に、「会議（以下「会議」という。）及びその手続」を「議事」に、「規定する」を「定める」に改める。

第二条を次のように改める。

（会議）

第二条 人事委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要があると認めるとき、又は委員の請求があつたとき、委員長が招集する。
第三条を次のように改める。

（開催の通知）

第三条 会議を招集する場合において、委員長は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付する事項をあらかじめ委員に通知するものとする。

第四条を削り、第五条中「委員の多数決により」を「出席委員の過半数の同意によつて」に改め、同条を第四条とし、第六条を削り、第七条を第五条とする。

第八条第二項を削り、同条を第六条とし、第九条第一項中「の議事録は」を「に規定する議事録は、」に、「作成し次の事項を記載するものとする」を「作成するものとする」に改め、同項中各号を削り、同条を第七条とし、同条第二項を次のように改める。

2 前項の議事録には、出席委員全員が署名するものとする。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則（昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の事務局長専決事項の欄中第三号を次のように改める。

三 職員のうち管理職手当が支給されないものに採用し、又は昇任させようとする者の選考

別表の事務局長専決事項の欄中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

人事主任者会議に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成四年三月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三号

人事主任者会議に関する規則を廃止する規則

人事主任者会議に関する規則（昭和二十六年九月鳥取県人事委員会規則第九号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正）

2 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のよう改正にする。

第二条中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十九号までを一号ずつ繰り上げる。